

軽米町協働参画地域づくりチャレンジ事業支援金交付要綱

平成 20 年 5 月 30 日 軽米町告示第 46 号 制定
平成 29 年 7 月 5 日 軽米町告示第 58 号 全部改正
平成 31 年 4 月 1 日 軽米町告示第 26 号 一部改正
令和 3 年 12 月 20 日 軽米町告示第 99 号 一部改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、協働参画のまちづくりを推進するため、豊かで住みよい活力ある地域づくりに行政区、町内会、自治会、企業及びNPOなどの団体（以下「町民等」という。）が自主的かつ主体的に取り組む事業に対して、軽米町協働参画地域づくりチャレンジ事業支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、軽米町補助金交付規則（昭和 44 年輕米町規則第 20 号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(交付対象者)

第 2 条 支援金の交付対象となる者は、町内において町民活動を行う町民等とする。ただし、構成員が未成年者の場合は、町民活動に対して責任を負える成人者が参加していることを要件とする。

(交付対象事業)

第 3 条 支援金の交付対象事業は、町民等が町内において行う社会性の高い自主的・主体的かつ公益的な事業とする。

(交付対象経費等)

第 4 条 町長は、予算の範囲内で支援金を交付するものとし、支援金の交付対象経費は、事業に要する経費から他の補助金及び助成金の財源を控除した経費とする。

支援金の交付額は、次のとおりとする。

区分	交付額	対象事業
スタートアップ事業	対象経費の 3 分の 2 以内とし、一事業について 50 万円を限度とする額	活動を開始してからおおむね 3 年以内（事業申請 3 度まで）
ステップアップ事業	対象経費の 2 分の 1 以内とし、一事業について 40 万円を限度とする額	スタートアップ事業の期間終了後、引き続き継続するもののうち社会性が高いと認める事業

2 支援金の対象外経費は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 事業主体の運営事務経費及び人件費
- (2) 事業主体の構成員による飲食費
- (3) 直接事業に係らない視察等の経費
- (4) その他町長が不相当と認める経費

(審議会の設置)

第 5 条 協働参画のまちづくりを推進するため、軽米町協働参画町づくり推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次の事項について審議を行い、必要に応じて審議結果等を町長に報告するものとする。

- (1) 支援金に係る事業内容の審議に関すること。

- (2) 協働参画のまちづくりの推進に係る方策等の検討に関すること。
 - (3) その他協働参画のまちづくりの推進に関すること。
- 3 審議会の委員は、10 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱するものとする。

- (1) 軽米町行政改革推進委員会委員
 - (2) 学識経験者
 - (3) 公募による町民
 - (4) その他町長が必要と認める者
- (審議会委員の任期等)

第6条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 審議会に委員の互選により、会長1人、副会長1人を置く。
- 3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 審議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 審議会において必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(交付申請)

第7条 支援金の交付を受けようとする者は、町長が定める期限までに支援金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、町長に提出するものとする。

- 2 前項の申請には、申請団体等調書(様式第1号の2)を添付しなければならない。
- 3 町長は、交付を申請した内容について、前条に定める審議会に意見を求めることができる。

(交付決定)

第8条 町長は、審議会の意見等を基に支援の可否及び支援金額を決定し、速やかに申請者に支援金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(事業の変更及び中止)

第9条 支援金の交付の決定を受けた者は、やむを得ない事情により事業の主要な部分を変更又は事業を中止する場合は、速やかに町長に支援金(変更・中止)承認申請書(様式第3号)を提出して、町長の承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により承認した場合は、支援金(変更・中止)承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(事業報告)

第10条 支援金の交付を受けた者は、事業完了後30日以内又は翌年度の3月31日のいずれか早い期日に事業報告書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(交付請求)

第11条 支援金の交付決定を受けた者は、事業が完了したときは、支援金交付請求書(様式第6号)により、支援金を請求するものとする。

(支援の期間)

第12条 同一申請者による同一事業に対する支援は、事業区分ごと3年を限度とし

て支援する。

(事務局)

第 13 条 この事業に係る事務局は、総務課内に置く。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

(様式第1号)

軽米町協働参画地域づくりチャレンジ事業支援金交付申請書

年 月 日

軽米町長 殿

申請者 住 所

氏 名

電 話

次のとおり軽米町協働参画地域づくりチャレンジ事業支援金を申請します。

記

事業区分	スタートアップ事業 ・ ステップアップ事業
事業名称	
事業の実施期間 (予 定)	年 月 日 から 年 月 日 まで
当該年度支援金申請額	円
事業に参加する人数	人

事業計画(実績)書

1.事業の目的

2.事業の内容

3.成果の目標(実績)

(1) 成果指標

(2) 評価 ※実績書の場合に記載すること

4.経費の配分

補助対象事業費	負担区分		経費積算の基礎
	支援金額	自己資金	

5.事業完了(予定)年月日

(様式第1号の2)

申請団体等調書

事業名	ふりがな	
団体等の代表者	氏名	ふりがな
	連絡先（電話）	
	住所	〒
団体等の事務局	氏名	ふりがな
	連絡先（電話）	
	住所	〒
団体等の経理責任者	氏名	ふりがな
	連絡先（電話）	
	住所	〒
団体等の構成員	人	
団体等の設立目的及び活動内容		

※2年目以降の申請にあたっては、前年度申請事業に係る精算報告書又は総会資料を添付すること

1.収 入

区 分	予 算 額	精 算 額	比 較 増 減		摘 要
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

2.支 出

区 分	予 算 額	精 算 額	比 較 増 減		摘 要
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

(様式第2号)

軽米町協働参画地域づくりチャレンジ事業支援金交付決定通知書

申請者

様

軽米町長

年 月 日付けで申請あった事業について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

事業区分	スタートアップ事業 ・ ステップアップ事業
事業名称	
支援金交付の可否	可 ・ 否
支援金交付額	円
審査結果について	

- 備考 1) 支援金は、当該事業以外の目的に使用できません。
2) 申請事業は、年度内に終了して下さい。

(様式第3号)

年 月 日

軽米町長 殿

申請者 住 所

氏 名

電 話

軽米町協働参画地域づくりチャレンジ事業変更(中止)承認申請書

年 月 日付〇〇第△号で支援金の交付決定のあった事業について、下記のとおり変更(中止)したいので、承認の申請をします。

変更の内容

事業区分	スタートアップ事業 ・ ステップアップ事業
事業名称	
事業の実施期間 (予 定)	年 月 日 から 年 月 日 まで
当該年度支援金申請額	円
事業に参加する人数	人

※様式第1号の事業計画(実績)書及び収支予算(精算)書を添付のうえ、変更前を下段に、変更後を上段に () 書きすること。

(様式第4号)

年 月 日

申請者

様

軽米町長

軽米町協働参画地域づくりチャレンジ事業変更(中止)承認書

年 月 日付けで事業変更(中止)承認申請のあった軽米町協働参画地域づくりチャレンジ事業について、承認しましたので通知します。

(様式第5号)

令和 年 月 日

軽米町長 山本 賢一 様

申請者 住 所
団体名
氏 名

軽米町協働参画地域づくりチャレンジ事業報告書

令和3年7月7日付軽米町指令総第63号で支援金の交付決定のあった軽米町協働参画地域づくりチャレンジ事業について、次のとおり事業報告します。

事業区分	スタートアップ事業 ・ ステップアップ事業
事業名称	
事業の実施期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
当該年度支援額	円
事業に参加した人数	人

※ 様式第1号の事業実績書及び収支精算書を添付すること。

(様式第 6 号)

令和 年 月 日

軽米町長 山 本 賢 一 様

申請者 住 所
団体名
氏 名

軽米町協働参画地域づくりチャレンジ事業支援金交付請求書

令和 3 年 7 月 7 日付軽米町指令総第 63 号で支援金の交付決定あった軽米町協働参画地域づくりチャレンジ事業について、事業が終了したので、次のとおり交付請求します。

事 業 区 分	スタートアップ事業 ・ ステップアップ事業
事 業 名 称	
事 業 の 実 施 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
当 該 年 度 支 援 額	円
事業に参加した人数	人

※ 様式第 1 号の事業実績書及び収支精算書を添付すること。

振込口座

金融機関名
口座名
口座番号

軽米町協働参画地域づくりチャレンジ事業支援金事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、軽米町協働参画地域づくりチャレンジ事業支援金交付要綱（平成29年軽米町告示第58号。以下「要綱」という。）の円滑な運用を図るため、定めるものとする。

(対象事業)

第2 要綱第3条に定める対象事業は、別記1に掲げる事業とする。

(交付対象者)

第3 行政区、町内会、自治会、企業、ボランティア、各種地域団体等とする。

(事業期間)

第4 原則として、単年度とする。

(事業採択等)

第5 支援金の交付を受けようとする者は、要綱第7条第1項及び第2項に定める支援金交付申請書等を町長に提出するものとする。

2 町長は、要綱第7条第3項に基づき、軽米町まちづくり協働参画推進審議会の意見等を参考として、予算の範囲内で事業の採択を決定するものとする。

(事業費の低減化)

第6 事業実施にあたっては、原則として業者への委託・請負は認めないものとする。また、事業実施主体においては、労力や資材提供など事業費の低減化に努めるものとする。

(その他)

第7 この事務取扱要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別記 1

対象事業

項 目	対 象 と な る 事 業 内 容	主 な 対 象 経 費
地 域 づ くり	地域創造計画の策定、自治会等の組織体制づくり、特色ある地域づくり、その他住民自治の推進に関すること。	講師謝礼、印刷製本費、備品購入費、その他地域づくりに関する経費
産 業 振 興	安全・安心の農林産物生産推進、食の付加価値化の推進、コミュニティビジネスの推進、その他産業振興に関すること。	講師謝礼、材料費、備品購入費、その他産業振興に関する経費
地 域 福 祉	健康づくり、世代間交流、食育の推進、その他福祉の増進に関すること。	講師謝礼、印刷製本費、備品購入費、その他地域福祉の増進に関すること。
環 境 衛 生	ゴミの減量化、不法投棄、地球温暖化、その他環境保全の推進に関すること。	備品購入費、印刷製本費、その他環境衛生の推進に関する経費
生 涯 学 習	青少年健全育成、人材の育成、その他生涯学習の推進に関すること。	研修費、講師謝礼、備品購入費、その他生涯学習の推進に要する経費
地 域 安 全	自主防災、町道等の維持管理、その他地域安全活動の推進に関すること。	備品購入費、印刷製本費、その他地域安全活動の推進に要する経費
そ の 他	協働参画事業を推進するため、町長が特に必要と認める事業	協働参画推進に要する経費

軽米町協働参画町づくり審議会審査要領

第1 この要領は、軽米町協働参画地域づくりチャレンジ事業支援金交付要綱（平成29年輕米町告示第58号。以下「交付要綱」という。）第5条に基づく、支援金に係る事業内容の審査について定めるものとする。

第2 審査は、交付要綱第7条に基づき、申請された内容について行う。

第3 審査は、次の基準に基づき、各委員が3段階評価（2点から0点）を行い、各審査委員の合計点が高い事業から順番を付して、町長に報告するものとする。

審査項目	審査のポイント	点数(2点から0点の評価、該当に○印)
公益性	自らの利益でなく、公共の利益の増進を目的としているか	2・1・0
主体性	町民活動団体等が主体となって取り組む内容となっているか	2・1・0
連携性	不特定多数の町民や町民活動団体等との連携を試みているか	2・1・0
地域性	事業の成果が地域の課題の解決につながるのか	2・1・0
具体性	事業内容や目的に具体性があり、計画通りの実施が可能か	2・1・0
継続性	事業終了後においても継続的に事業ができるか	2・1・0
先駆性	事業内容が新たな社会的課題の解決やモデルとなっているか	2・1・0
対象経費	事業費に団体の運営経費が含まれていないか	2・1・0
計		
支援金申請額	円	支援金決定額
		円

第4 その他、この要領に定めない事項については、別に定める。

軽米町協働参画まちづくり審議会審査用紙

審査書類番号:()

審査年月日:(年 月 日)

審査項目	審査のポイント	点数(2点から0点の評価、該当に○印)
公益性	自らの利益でなく、公共の利益の増進を目的としているか	2・1・0
主体性	町民活動団体等が主体となって取り組む内容となっているか	2・1・0
連携性	不特定多数の町民や町民活動団体等との連携を試みているか	2・1・0
地域性	事業の成果が地域の課題の解決につながるのか	2・1・0
具体性	事業内容や目的に具体性があり、計画通りの実施が可能か	2・1・0
継続性	事業終了後においても継続的に事業ができるか	2・1・0
先駆性	事業内容が新たな社会的課題の解決やモデルとなっているか	2・1・0
対象経費	事業費に団体の運営経費が含まれていないか	2・1・0
計		
支援金申請額	円	支援金決定額 円